

財務諸表等の監査証明に関する省令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）

改正案

現行

附則（昭和三十二年大蔵省令第十二号）

157（略）

157（略）

8 第一条の規定は、法第二条第一項第七号に掲げる証券投資信託の受益証券の発行者（次項において「証券投資信託の受益証券の発行者」という。）が、法第五条第一項の規定により提出する届出書に含まれる最近事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（特定有価証券の内容等の開示に関する省令（平成五年大蔵省令第二十二号）第四号様式第三部中「損益計算書の添付資料」に記載すべき貸借対照表、損益計算書及び利益金処分又は損失金処理に限る。）が平成九年四月一日前に開始する事業年度に係るものである場合には、当該財務諸表については適用しないことができる。

（新設）

9 第一条の規定は、証券投資信託の受益証券の発行者が、法第二十四条第一項及び第二項の規定により提出する有価証券報告書に含まれる最近事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（特定有価証券の内容等の開示に関する省令第七号様式中「第9 損益計算書の添付資料」に記載すべき貸借対照表、損益計算書及び利益金処分又は損失金処理に限る。）が平成九年四月一日前に開始する事業年度に係るものである場合には、当該財務諸表については適用しないことができる。

（新設）

10 第一条の規定は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する

（新設）

る法律（平成十年法律第七号）附則第三条の規定の適用を受ける法第二
二条第一項第七号に掲げる証券投資信託の受益証券の発行者（次項にお
いて「証券投資信託の受益証券の発行者」という。）が、法第五条第一
項の規定により提出する届出書に含まれる最近事業年度の直前事業年度
に係る財務諸表（特定有価証券の内容等の開示に関する省令第四号様式
第二部中「第4 1 1 1 1 の添付書」に記載すべき財務諸表に限る。

（が平成十年十月一日前に開始する計算期間に係るものである場合には
、当該財務諸表については適用しないことができる。

11 第一条の規定は、証券投資信託の受益証券の発行者が、法第二十四条

第一項及び第二項の規定により提出する有価証券報告書に含まれる最近
事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（特定有価証券の内容等の開示
に関する省令第七号様式中「第4 1 1 1 1 の添付書」に記載すべき
財務諸表に限る。）が平成十年十月一日前に開始する計算期間に係るも
のである場合には、当該財務諸表については適用しないことができる。

（新設）